

生駒市高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画について

【計画策定の概要】

「地域包括ケアシステム」の実現を目指し、高齢者を取り巻く状況の変化を踏まえながら、高齢者の医療、介護、予防、生活支援、住まい等の施策を「2025年」に向けてさらに充実し、また熟度を高めていくために策定した「生駒市高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画」を見直し、「生駒市高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画」（以下「第 8 期計画」という。）を策定することを目的とする。

第 8 期計画策定には、行政、保健・医療・福祉関係者はもとより、地域住民・社会福祉事業を営む者・社会福祉活動を行う者などが協働し、取り組むものとする。

【基本的な考え方】

- (1) 高齢者の健康寿命を更に延ばしていくには、「自分の健康は自分で守り、つくる」という個人の努力とともに、市民一人ひとりが生涯を通じて健康で生きがいを持って過ごせるための健康づくりへの支援体制整備が必要。
- (2) 急速な高齢化の進展、高齢者像と地域特性の多様化等、高齢者の保健医療福祉を取り巻く環境の変化等に適切に対応し、医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、第 8 期計画では、介護予防・健康づくりの推進、保険者機能の強化、地域包括ケアシステムの推進、認知症「共生」・「予防」の推進、持続可能な制度の再構築・介護現場の革新等を行っていく必要がある。
- (3) 第 8 期計画は、上位計画である「第 6 次生駒市総合計画」（令和元～20 年度。平成 31 年 3 月策定）を踏まえるとともに、関係する他の計画との整合性を図る。
- (4) 第 8 期計画の策定にあたっては、社会福祉法、老人福祉法、介護保険法等を遵守し、国・県の指針等を十分に考慮するものとする。

【基礎調査について】

- (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
 - ・調査対象者
65 歳以上で、要介護認定を受けていない方、または、要支援 1、2 の認定を受けている方
 - ・対象者数
無作為抽出 3,000 人
 - ・想定回収率
85%
 - ・本調査については、令和 2 年 1～3 月に、一般社団法人日本老年学的評価研

究機構（JAGES）が、「健康とくらしの調査」として本調査の項目＋独自項目の調査を実施。

（２）在宅介護実態調査

- ・調査対象者
要介護（支援）認定を受けている方
- ・対象者数
無作為抽出 600人（面接調査及び郵便調査）
- ・想定回収率
70%

（３）介護事業所調査

- ・調査対象
居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、介護サービス事業所、各事業所従事者
- ・対象数
居宅介護支援事業所 29事業所
地域包括支援センター 6センター
介護サービス事業所 112事業所
各事業所従事者 1,500人
- ・想定回収率
85%

（４）医療機関調査

- ・調査対象
病院、診療所
- ・対象数
病院 6ヶ所
診療所 90ヶ所
- ・想定回収率
70%

【計画策定について】

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が施行されたことを受け、今後ますます包括ケアの充実及び拡充が必要となるため、第7期計画の分析結果及び計画内容・実績等を踏まえ、国や県の動向を勘案しながら第8期計画策定を行う。

（１）現況把握及び課題分析

- （ア）基礎調査等結果に基づく地域課題を把握し、整理する。地域課題については、「見える化システム」を活用し、他市町村との比較に努める。
- （イ）市域の現況把握と整理、これまでの高齢者保健福祉施策の検証と課題を

まとめる。

(ウ) 第6～7期計画を通した介護保険事業の運営状況の分析（給付分析・地域支援事業の分析等）

(エ) 地域包括ケアの推進に向けた取り組み事項の検討・整理を行う。

(オ) 介護・高齢者保健福祉施策及び福祉関連に係る先進事例の検討

第8期計画における施策を検討する際の資料とするため、全国都市の特色ある施策の事例を参考とする。

(カ) 庁内関係課の事業実績・事業計画の調査及び庁内連携を視野に入れた各課事業の分析

(キ) 関係機関・団体の事業実績及び事業計画の把握

(2) 人口等推計及びサービス見込み量・保険料の設定

(ア) 総人口及び高齢者人口の推計（ひとり暮らし高齢者数含む）

(イ) 被保険者数、認定者数及び事業対象者・虚弱高齢者数の推計

(ウ) 認知症高齢者数の推計

(エ) 介護人材の需要及び供給見込の推計

(オ) 目標年度における介護サービス・地域支援事業の見込み量の算定

(カ) (ア)～(オ)を踏まえた保険料の算定

(3) 第8期計画の策定にむけた国や県の動向の把握

上記(1)(2)に加え、国が発出する「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の内容を踏まえて計画策定を行う。